

福島市クリエイティブチャレンジ支援事業（家賃補助）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、街なかの空き店舗等を活用し、新たに事業を始める新規創業者に対して、スタートアップ支援及び空き店舗等の有効活用と街なかのにぎわい創出を目的とし、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 第1条に規定する補助金の交付を受けることができる者は、次の第1号に該当し、かつ第2号または第3号に該当する者とする。

- (1) 福島県活力ある商店街支援事業補助金の交付を受けていない者
- (2) 福島市クリエイティブチャレンジ支援事業（出店支援）補助金の交付決定を受けた者
- (3) 第2号における交付決定者と同等の資格があるものと市長が特別に認めた者

（対象経費）

第3条 補助対象経費は、補助金の交付を受けようとするものが賃借する、街なかの空き店舗等の賃料（敷金、礼金、共益費、消費税及び地方消費税を除く。ただし、共益費が賃料に含まれている場合は補助の対象とする。）に別表1の補助率を乗じた額とし、補助対象期間は、当初の契約開始日が属する月から起算して最長3年間とする。

2 補助対象事業について、国、県及び市等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、賃貸借契約締結後、市長に対し、速やかに補助金の交付の申請（以下本条において「交付申請」という。）を行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請に係る年度以降の各年度の始めにおいて交付申請を行わなければならない。

3 前2項の規定により交付申請を行おうとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、交付申請を行わなければならない。ただし、福島市クリエイティブチャレンジ支援事業（出店支援）補助金の交付決定を受けた者については、第1号から第7号の書類を省略することができるほか、前項に規定する場合においては、第1号から第6号の書類を省略することができる。

- (1) 出店計画書（様式第2号）

- (2) 事業計画書（任意様式）
 - (3) 年次収支計画書（別紙1）
 - (4) 誓約書（様式第3号）
 - (5) 経歴書及び身分証の写し並びに開業届の写し（個人）または登記事項証明書（法人）
 - (6) 許認可等を要する業種にあつては、許可証等の写し
 - (7) 完納証明書（市税に未納がないことの証明書（市民税課での税証明書））（法人に課税が無い場合は代表者のもの）
 - (8) 賃貸借契約書の写し
 - (9) 交付決定通知の写し（福島市クリエイティブチャレンジ支援事業（出店支援）補助金の交付決定を受けた者に限る）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（実績報告）

第5条 補助対象者は、各年度において、4月分から9月分の賃料については当該年度の9月30日までに、10月から翌年3月分の賃料については当該年度の3月31日までに、補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 賃料の支払いに係る領収書等の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において交付対象期間が満了した場合、又は、賃貸借契約の終了により年度の途中において交付対象期間が満了したものとみなされた場合にあつては、補助対象者は、遅滞なく前項に規定する報告を行わなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第6条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、速やかに規則第15条の規定により補助金の額を確定し、これを補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件又はこの要綱の規定に反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でない認めるとき。

(取り扱い方法)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表1

	1年目	2年目	3年目
契約	契約日 ～ 12ヶ月目	契約13ヵ月目 ～ 24ヵ月目	契約25ヵ月目 ～ 36ヵ月目
補助率	5/12以内	3. 5/12以内	1/6以内
(補助額限度)	12万5千円		